

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第二十号

(三〇二)

昭和二十八年二月十九日(木曜日)午後一時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
木内 四郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
平沼彌太郎君
小林 政夫君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
野澤 勝君
松永 義雄君

政府委員

大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局長 泉 美之松君
税制第一課長 松任谷健太郎君
食糧庁長 松任谷健太郎君

本日の会議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

第六部 大蔵委員会會議録第二十号 昭和二十八年二月十九日【参議院】

○富裕税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○酒税法(内閣送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) 只今より委員会を開きます。

本日は酒税法関係は、只今衆議院の委員会政府委員が行つて答弁をいたしておられますので、酒税法の分は一応後述にいたしまして、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法を廃止する法律案、相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず最初にこの四つの法律案につきまして、一、応簡単な政府の内容説明が少々ございまして、当時泉課長も欠席をされておられましたので、今日はそのうち主に重要な問題になるような点につきまして、特に一応御説明を伺ひたいと存じます。

○説明員(泉美之松君) それでは所得税法の一部を改正する法律案外三件につきまして概略御説明申し上げたいと思ひます。

お手許に差上げていると思ひますが、二十八年度税制改正の要綱について、それと条文を申上げながらお話しなはうがわかりいいかと思ひますので、それを参照しながら申上げたいと存じます。

先ず所得税法の一部改正でございますが、所得税につきましては、何と申しましても、先般御審議をお願いいたしました所得税法の臨時特例法によりまして実施いたしました基礎控除、扶養控除、勤労控除の最高限度の引上げ、それから社会保険料の控除、税率の引下げ、この五つの改正が今度の改正の中で一番大きな事項になつておるのでございまして、全体の減税額が御承知のように千九億円のうち、所得税法の減税額が九百三十一億円、その九百三十一億円のうちにおきまして、臨時特例法を平常化するによりまして、減税額が八百三十七億円、こういうふうになつておるのであります。従ひまして、これらの事項が非常に重要な点になるわけでありまして、

なお、この基礎控除及び税率の改正におきましては、給与所得者につきましては、一、一三月の間すでに実施いたしておられますので、四月以降におきまして、特に毎月の源泉徴収税額が減るということにはならないのであります。今度の改正は臨時特例法として実施いたしましたものを、所得税法の中に取入れて平常化するという点に意義があるわけでございます。

で、これらの改正につきましては、すでにこの前臨時特例法のときに申上げましたので、特に申上げる必要はないのであります。ただ、二点申上げますと、税率の点につきまして、

この前特例法になつたのであります。が、今度富裕税法を廃止いたしましたので、富裕税を課さないことになりましたので、高所得者に対する負担の適正化を図るという意味合におきまして、新らしく三百万円を超える金額に對しまして六〇%、五百万円を超える金額に對しまして六五%という新しい税率を設けております。この結果所得税の最高税率は六五%になりまして、市町村民税の二〇%、つまり一三%を加へまして最高七八%の負担になるという

ことになるのであります。まあ資産の所得の如何によつて多少違ひますけれども、大体におきましては、富裕税の場合に比しまして、所得税の税率を引上げることに由る負担のほうが、所得税の税額と富裕税の税額とを合せた税額と、それから改正後の所得税の税率を上げたところとで比較して見ますと、大体において負担は軽くなつていゝと、このことが言えるのであります。減税額におきましては、富裕税の減税額が十八億八千万円という額になつておられるのに対して、所得税の税率引上げによる増収額は八億円になつておりますので、その点からいいたしましても軽減になつておるといふことがおわかりになるかと思ひます。

それからなお、要綱におきましては書いてございせんが、扶養控除額を、最初の一人につきまして三万五千円に引上げるということにいたしました結果、従来扶養親族の範圍をいたしましては、年の所得金額が二万円以下

のものを扶養親族とするということにしておつたのであります。が、今度、二十八年分の所得税からは、三万五千円以下の総所得金額のものを扶養親族とするということになつて来るわけであり

ます。そこで扶養控除額を引上げると同時に、扶養親族の範圍を拡げるといふことになるのであります。この扶養控除額を、最初の扶養親族一人について三万五千円に引上げる。と申しますのはこの生活費の實際をいゝ検討して参りますと、世帯の人員が増えるに従ひまして一人当りの生活費といふものは若干低減して参るのであります。が、独身者の場合に比しまして、扶養親族が一人、まあ大部分の場合に合はると思ひますが、扶養親族が一人加つた場合の、一人当りの生活費の低減と、扶養親族が三人、四人と殖えた場合におきましては扶養親族の低減の状況とは若干違ひますので、最初の扶養親族一人につきまして三万五千円に引上げることにいたしましたわけであり

ます。ところが従来扶養控除を受けるにつきましては納税者の申告によつて誰の所得者の扶養親族とするかどうかということが、全部申告に委ねておつたのであります。ところが、扶養親族一人についてだけ三万五千円に引上げること

にいたしましたので、同一世帯の中に所得者が二人以上おられます場合に、その扶養親族をどつちの扶養親族とでもすることができるといふことになりましたと、同一世帯内で所得者が二人以

上おりますと、扶養親族が従来のままですと、一人だけでなしに二人以上三万五千円の軽減を受けることができるというところになるのであります。併しそれは今回扶養控除を引上げた趣旨からいたしますと、そのように三万五千円の控除を受けるものが、同一世帯内に多勢であるというところはおかしいといふことになりまして、今回の改正におきましては生計を一にする親族の中に所得者が二人以上ある場合の扶養親族は、原則として誰か一人の扶養親族にしてしまふ。そうして、併し所得者の所得が少いというようなことによつて扶養控除しきれない場合が生じて参ります。そういった場合におきましては他の所得から控除するのであります。その場合におきまして、前の所得者についての扶養控除の順序によつて控除を行う、例えば甲乙二人の所得者がおりましたして、扶養親族が四人おつたといひまして、まず甲の所得者から扶養控除を行うようにするのであります。甲の所得額が低いから、四人分の控除を受けられなかつたという場合におきましては、乙のほうから控除を認めるのであります。その場合に控除を認めても、その四人が甲の扶養親族であるといふことの順序によつて控除を認める、従つて四人目の人が甲から引き切れない場合におきましては、乙のほうから引くのであります。その場合には三万五千円控除するのであります。一万五千円しか控除されない、それから三人目からでありまして、やはり二万円しか控除しない、こういうふうにしておるのであります。この点は税法のほうで申し上げますと、第八条のほうの一項後段のところ

の規定のところの改正と、それから十一条の七という新しく入れた規定、この十一条の七の二項、二項といふところで、そういうふうになつて参るのであります。

以上申し上げたのが前の臨時特例法を平常化した点であります。それから申し上げたのが今度新しく改正に取入れた点でございます。先ず第一点は、生命保険料の控除限度を八千円、従来四万五千円であったのを八千円に引き上げるといふことでございまして、これは従来の十一条の五の中にありまして、新しく十一条の六にいたしまして、そういうふうな改正をいたしております。それからその次の医療費の控除は、従来総所得の二割を超えて医療費に過ぎまして、十万円を限度といたしまして医療費の控除を認めておつたのであります。その後いろいろ実情を調べて参りますと、医療費の控除として一割を超える額といふのは、やや少い額があるから、今度から総所得額の五割を超える部分を医療費といひまして控除を認める、と同時に控除の限度を十万円から十五万円に引き上げるといふことにいたしましたのであります。

○菊川孝夫君 それは何条ですか。
○説明員(泉美之松君) この規定は十一条の四でございます。

それからその次は青色申告者のいわゆる専従者控除と普通通に申しておるのあります。青色申告者が営んでおります事業にその親族が専ら従事しておりました場合には、それに給与を支払つたときには、その費用を必要経費に算入するといふことにしてあるものであります。その必要経費に算入する金額の五万円というのを六万円に引上げ、同時に専従者控除を受けることができる専従者の範囲を拡張して、従来大抵高等学校卒業程度を目途として十八歳以上の者に限つておつたのを、十五歳以上の者が専従者として控除を受けることができるというところの改正であります。

その次は退職所得につきましての控除額を二十万円に引上げたのであります。これは御承知のように退職所得につきましては昨年の改正から、収入金額から十五万円を控除いたしまして、その半額に引上げて、他の所得と分離して課税をしておつたのであります。が、今度基礎控除を引上げた関係もありまして、これを二十万円に引上げることにしたのであります。これは九条一項六号のところに、十五万円を二十万円と改めましてございまして、同時にこれに従ひまして所得税の別表の源泉徴収税額表で、退職所得に対する源泉徴収税額表が定められておりますが、この別表の四というのを、それに応じまして源泉徴収税額表を軽減しております。

それからその次は有価証券の譲渡所得に対する所得税の課税を廃止するといふこととございまして、これはすでに御承知の通り、有価証券の譲渡所得課税は、なか／＼把握が徹底いたしまして、申告のみに待つといふことになつてしまつても不公平が多いといふこととありますので、この際思い切つてこの課税を廃止して、むしろ低い税率によつて有価証券取引税を課税するほうがいいといふふうな考へて、この課税を廃止することにしておるのであります。

また、これは譲渡所得に對しての有価証券の移転に對する課税を廃止するのであります。従来營業所得といたしまして課税しておつた分は外されないことになつたのであります。この關係のことは新しく非課税所得といたしまして、六条五号のうちに有価証券の移転により生ずる所得を、非課税の所得に入れておるのであります。同時に有価証券の譲渡をしたことによつて損が生じましたも、その損は損金として認めないといふことにしております。これはやはり九条のほうに二項に新しく「営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第六条第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額」といふふうなことに、その不足額はなかつたものと見なすといふことで、損を仮に生じましたも、それは損としては認めませんといふことにいたしておるのであります。

なお有価証券の譲渡所得を非課税とすることに伴ひまして、あとで申し上げますが、法人税のほうにおきまして法人の清算所得を課税する、解散、合併の場合におきましては清算所得を課税するといふことにいたしまして、個人の段階におきましては解散、合併の場合には課税しないといふことにいたしております。そのことは新しく六条のほうに六条七号というふうな規定を入れておるのであります。

それから又証券投資信託の収益の分配の場合におきまして、従来この証券投資信託の収益の中には配当所得からなるものと、譲渡所得からなるものと、それから利子所得からなるものと、こういうふうな三つのものがあるわけでありまして、そのうち配当所得からなるものを従来大体六〇％程度と見まして、配当控除の二五％を証券投資信託の収益の分配の場合におきましては一五％にしておつたのであります。ところが今度有価証券の譲渡所得を課税しないといふことになりましたので、譲渡所得部分にはやはり課税してはいけないことになつて来るわけでありまして、そこで、先ず証券投資信託の信託期間の間におきまして、収益の分配を行います際には、全部一応配当所得からなるものを分配するものと見まして、それに対しては配当所得としての源泉徴収及び配当控除の二五％をまる／＼認める。併し信託の全部又は一部の解約によりまして、信託が終了する際におきましては、その際に証券投資信託の収益のうちにある配当所得部分、譲渡所得部分、及び利子所得部分を全部計算をいたしまして、譲渡所得部分には非課税、それから配当所得部分につきましては、それから利子所得部分につきましては源泉徴収をいたしまして、配当所得部分についてはのみ二五％の配当控除を認める。やや複雑でございますが、そのようにいたしておるのであります。その關係のことが六条の八、九、十それから九条の二、三、四、五、五号と、こういうふうなところに現れております。

それからその次は、山林所得、不動産の譲渡所得等の一時所得についての税負担の軽減と課税の簡素化でございますが、これは先ず山林所得のほうを申し上げますと、従来は、山林所得につ

それから讓渡所得と一時所得につきましては、山林所得よりもまだ稀にしか発生いたしませんので、やはり山林所得と別に十五万を控除するということにすると同時に、その半額を他の所

それから次に、新しく三条の二と
いう規定と、六十七条に三項として一
項を加えるということ、それから六
十七条の二の規定を新しく設けると
いう規定を入れております。この三つ

ますが、それではいろんな法形式をとっている場合におきまして、実質上誰が所得を得ているのかということがなかなかつかみにくい。殊に最近のよう

ならば、あとは華証責任は納税者のほうに移つて、納税者のほうが証明をしなければならぬというふうにしていいのであります。

それから六十七条のほうに新しく

合が生じて、それが健全なる発達をするということを何ら阻害する意図は有しておらないのであります。目下中小企業庁、国税庁及び主税局との間におきまして、この規定の運用につきまし

て、そういった健全なる企業組合の発達を阻害することのないように慎重な措置を講ずるよう検討いたしているような次第でございます。

それからこの前所得税法の臨時特例法で申上げましたように、昭和二十七年分の所得税につきましては三月十六日を納期限及び申告期限としたのでありますが、所得税法に新しく取入れられる段階におきましては、三月十五日を所得税の確定申告の申告期限及び第三期の納期限といたすことにしております。この点は二十六条の規定及び二十六条の二、それから三十条などにそれ／＼現われて来ているわけでございます。

それからもう一つ、源泉徴収の制度のほうにおきまして、賞与に対する源泉徴収の税額の計算方法を簡易化しております。これは従来でございまして、賞与につきましては、前月分の給与を基礎にいたしまして、その前月分の給与に対する税額と、その前月分の給与の上に賞与の六分の一、賞与の計算期間が一年に亘りますときには、十二分の一であります。それを加えた税額との差額を出しまして、それは六をかけ、或いは十二をかけることによつて源泉徴収税額を算出しておつたのでありますが、それは非常に源泉徴収義務者の手数を要することになりますので、今度は前月分の給与を基礎にいたしまして、賞与にどれだけの率をかけたものを源泉徴収すればいいかという表を新しく別表の三として設けたのであります。これによりまして、例えば扶養親族が二人で、前月分の給与が二万円でありまして、賞与には二八%をかけたものを徴収すればいい

というように、源泉徴収する税額の計算が簡易にできるようにいたしていただくのであります。それは三十八条の一項七号の改正であります。

それからこれはまあ当然のことではあります。富裕税法を廃止いたしますので、従来からありました財産債務明細表の提出義務とか或いは財産債務明細表の提出しない場合の加算税、この規定は削除いたしております。六十二条の三と四を削るということにいたしておりますのがそれでございまして、以上が所得税につきまして改正の主なる点でございます。

その次法人税でございますが、法人税のうち、この要綱にありますものは租税特別措置法或いは企業合理化促進法の政令、省令或いは租税特別措置法自体において規定されるものが多いのでございまして、順次申上げて参ります。先ず第一に企業合理化促進法及び租税特別措置法に基く特別償却、初年度半額の特別償却と取得後三年間の五割増し償却、この二つの制度につきましては初年度半額の償却につきましては業種が特定されており、同時にその適用を受ける機械設備の範囲も特定されておるわけでありまして、この業種の範囲を拡げる、それから機械設備の範囲をも拡げるということにございまして、これは政令及び省令によつて実施するつもりであります。なお租税特別措置法に基く取得後三年間の五割増し償却も、省令の改正によつてその範囲を拡げるといふことになるわけでありまして、それから二番目の貸倒準備金の拡張改善とありますが、まあ貸倒準備金のほうにつきましては、毎事業年度積立

てることができまする限度につきまして改正をしようというのでありまして、従来期末貸金額の、卸小売業でありますれば千分の十というふうになつておりましたのを千分の二十、それから製造業と金融保険業につきましては千分の七でありましたのを千分の十、それからその他につきましては千分の五でありましたのを千分の七、こういうふうな引上げることによりまして政令の改正によつて行方考えてございまして、

それから価格変動準備金の制度につきましては、これは租税特別措置法の改正によつて実施するつもりでございます。その内容は二つでございまして、一つは新しく国債を価格変動準備金の対象に取入れる。もう一つは棚卸資産につきまして九五%、或いは有価証券につきまして九五%という、時価の九〇%或いは九五%という金額と帳簿価格との差額を価格変動準備金として積立ることができるとございまして、従来九〇%或いは九五%に達するまでには六カ月、事業年度で四事業年度、つまり二カ年間を要するということになつておつたのを、今度ですでに大体二事業年度を経過したことでありますので、経過措置を外してしまおう、そうして一律に九五%或いは九五%まで行けるようにしようという九五%または行けるのであります。なお価格変動準備金につきましては、ドル価値法を導入せよ、或いは物価が上る際に積立て、物価が下る際に取崩すような措置を講ずるようというふうなうな御意見があつたのであります。これは今後なお慎重に検討

することといたしまして、今回の改正には織込んでおりません。

それから三番目の貿易商社等につきまして、五年間を限つて輸出契約取消準備金制度を設け、又海外支店設置費の特別償却を認めるということにいたしてございまして、これは両方とも租税特別措置法の改正によつて実施することといたしてございまして、いずれ租税特別措置法の改正法案を提出いたしたいときに詳しく御説明申上げたいと思ひますが、輸出契約取消準備金のほうは名前を少し頼めまして輸出損失準備金というふうな改めるともしております。結局貿易商社につきまして毎事業年度の積立金額とそれから累計の積立金額限度とを大体貸倒準備金と同じような考え方の下にそういう一定の制限を設けて、その制限の限度内で積立ることができるようにならうというのでありまして、大体は事業年度中の輸出契約額の千分の五とそれから事業年度中の所得の三五%、そのいづれか低い金額で毎事業年度積立ることができまして、累計年度額といたしましては事業年度中の輸出契約額の千分の十つまり一%まで積立てることができ。そうしてキャンセル或いはクレームによつて損失が生じた場合におきましては、その準備金から取崩すといふことにしておるのであります。それから海外支店設置費の特別償却のほうは、海外支店設置費のうち家屋の取得費とその他のものを分けまして、家屋につきましては取得後三年間五割増の特別償却を認める。そのほか自動車でありますとか調度品であるとかいふたようなその他の支店設置費につきましては、取得の年に半額の特別償却が

できるといふことにいたしておるのであります。

それからその次以下が法人税法に新らしく規定されるものでありまして、先ず交際費、機密費等の制限であります。これは前の国会からい／＼問題になつておりました点でございまして、新らしく交際費、機密費等につきまして一定の限度を設けましてその限度を超える額につきましては、その半額しか損金に認めないということにしようというのでありまして、その改正は法人税法の九条の十のほうに入つております。で、この場合の交際費の定義というのは、二項のほうによりまして、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に關係のある者等の接待、きよう応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものをいう。」ということにしておるのであります。そのうち専ら従業員の慰安のために行われる運動会であるとか演芸会、旅行等のために通常要する費用、こういったものはまあ福利厚生費と認めるのが妥当と思ひますので、交際費の枠からははずす。それから又命令でもう少し規定したいと思つておるのであります。例えば、暮などに贈答する場合のカレンダーであるとか手帳、タオル、こういった類のものは、広告宣伝費に類する面もあつて、又交際費と見られる面もあるわけでありまして、これは交際費の規制の対象から除くといふたようなことを命令で書きたいと思つております。それからなおこの交際費に限度を設けるのでございまして、その限度は命令に譲つております。この命令につきましては、

ずれこの要綱案を提出したいと思つておるのでございますが、業種別に或る程度分けまして、そして所得金額とそれから資本金、自己資本の金額であります、その両方と、それから更に損益金額を加えて一定の限度を設けたい、かように考えておるのであります。

それからその次は先ほど申し上げましたように、個人の有価証券の譲渡所得に対しては譲渡所得税を課税しないのであります、そこで法人が解散、合併したような場合におきましては、従来は法人の段階では課税せずに、シヤウブ勧告によりまして個人の段階で解散のときの積立金からなる部分につきましては、みなす配当、それからそれ以外の分につきましては、みなす所得として課税しておつたのであります、譲渡所得に課税することが、有価証券の譲渡所得に課税ができなくなり、ますので、この場合のみならず譲渡所得の課税ができなくなるわけであり、ます。そこで従来みなす配当として課税しておつたのは取得価格を超える部分のうち積立金に対応する部分であつたわけであり、今度はその基準を変えて、払込金額を基礎にしてみなす配当を課税するというにすること、も一つの案として考えられるのであります、従来実績に鑑みますと、どうも課税漏れなどが生じまして、徴収の便宜及び課税の充実の点からいたしまして適當でありませんで、前やつておりましたように、シヤウブ勧告前にかへりまして、法人に清算所得を課税してその理合せをしようということにいたしておるのであります。従いまして清算所得関係のことは新らしく

い、条文に出て参るのであります、先ず第一にはこの八条のところで法人税の課税標準に新らしく清算所得の金額というものを取入れます。それからその次が十二条の二で清算所得というものの定義をしてあります。それから十七条のほうに参りまして、清算所得に対する税率を規定いたしておるのであります、清算所得のほうの税率は一般の法人と、それから新らしく九条六項に掲げます協同組合等の法人とに分けて、規定をいたしております。そしてこの清算所得のうち解散若しくは合併のときにおける積立金額に相当するものと、或いは清算中に生じた所得で法人税を課せられない部分からなるものにつきましては、二〇〇の税率で課税を行う。つまり配当所得に對し、まして源泉徴収二〇〇とすると同様の觀念の下に、これらにつきましてはすでに法人税が課税されているか、或いは法人税を課税すべきものでない所得でありますから、個人の段階において課税するものに変えて二〇〇を取るということになり、算所得のうちそういった部分以外のものにつきましては、本来法人税として課税すべきものと、それから個人の段階で課税すべきものと両方合せたものを法人の段階で課税するということになり、ますので、これにつきましては一般の法人の場合には四六、それから九条の六項の法人の場合には六一、この税率で課税することにしたしております。

それからそのほか法人税につきましては、先ほど個人のところで申し上げましたように、法人の海外支店等につきまして外国で法人税に相当する税金を課税された場合におきましては、日本のその所得に対する日本の法人税を限度とし、税額控除を認めるということになつております。これは十條の三でございます。新らしく設けることになつたわけでございます。それからそのほかといたしましては、先ほど個人の段階で申し上げましたように、証券投資信託の収益の分配を法人が受ける場合におきまして、従来はその分配額のうち六〇を益金に算入しないということにしておつたのが、先ほど個人の段階で申し上げましたように、証券投資信託の収益の中に配当所得からなる部分が六〇程度あつて、従いましてこの部分は一般の法人の場合も同様の趣旨で六〇を益金に算入しないということにしておつたのであります、個人のほうで配当所得、譲渡所得、利子所得ということをは明かにいたしますので今度は個人のほうで証券投資信託の収益の分配を受ける場合におきまして、配当所得に相当する部分だけについて益金算入をしない、益金算入とすると、この二にしたのであります。それが九条の六の改正でございます。

一条の三に第二項として新らしく入れておるわけでございます。それからなおこの要綱に漏れておりますが、租税特別措置法を改正いたしまして、同族会社につきましてはその積立金に對しまして年五十万円を超えるときには積立金課税をいたしておるわけであり、この五十万円という限度を引上げて百万円にいたしたいと考えて租税特別措置法の改正を行うように予定いたしております。

その次は富裕税法の廃止法律でございますが、これは極めて簡単に、おわかりの通り、昭和二十八年分、つまり二十九年度の二月に納付すべき分から富裕税法を廃止する、ただ併しその前に貸し又は借りになつたものについては、従前の例によるということであり、まして、特に申上げるほどのことはございませんが、附則の中で税理士法を直し、おられますのは、富裕税の試験科目、富裕税が税理士の試験の科目になつておりましたのを廃止しますので試験科目から取除くということになるわけでございます。

またそのために、課税上の記録をとつておくことが非常に大変であります。納税者としても一々昔のことを覚えて行かなければならない。殊にだん／＼年限が経つて参りますと、もとの財産の上に累積された財産について税金を納めて行かなければなりませんので、だん／＼税率が高くなつて来るということになりますので、非常に納めにくいという点があるわけであり、まして、実行上非常に難点が多いので、今度この累積課税の制度をやめまして、相続と包括遺贈につきましてはその都度相続税を課税する。それから贈与と特定遺贈につきましては、一年間分をまとめて贈与税を課税するということにいたしておるのであります。

ただ取得者に対して課税するという制度は、やはり現在の民法の建前などからいたしまして、やはり存置しておくほうが適當であるというふうな考えられますので、取得者課税の制度はそのまま残しまして、もとのように遺贈課税にはしないということにして、おられますが、それによつてまあ負担の軽減を図る趣旨も同時にあるわけであり、ます、そういうふうにして、おるのであります。従いまして同一年度に父と母が死亡いたしまして相続いたしました場合におきましては、父について相続税を納め、又母から取得した財産について相続税を納めるということになつて参るのであります。従来でございまして、三十万円という一生を通じておつたわけでござい、ます、今度はその三十万円の限度を五十万円に引上げ、而も今申しましたよう

に同一年中に父と母がなくなりますれば、父について五十万円の基礎控除、母から取得した財産についてやはり五十万円の基礎控除ということに相成るのでございます。それから贈与税につきましては、十萬円の控除を認めるといふことになるわけでありまして、これにつきましては従来贈与には年三萬円の少額控除があつたのであります。が、今度は少額控除のほうはやめまして、控除を十萬円に引上げるということにいたしておるのであります。

なお今申上げましたような点は、この相続税法の中で今第二章で課税価格、税率及び控除というものを一つにしており、又相続税の課税は全部相続、贈与によつて取得した財産について課税するのだというのを一条と二条で纏めておつたわけでありまして、それを改めて今度第一章は相続税の納税義務者、それから二条の二に新しく贈与税の納税義務者を加える、それから従来二条に相続税の課税財産の範囲として規定しておりましたのを分けて、二条に相続税の課税財産の範囲、二条の二に新しく贈与税の課税財産の範囲というものを規定したこと、それから、そういうふうな改正が出て来るのでありまして、同時に第二章の課税価格、税率及び控除の中味を第一節の相続税と第二節の贈与税、こういうふうに分けて、課税価格の計算、税率、それから控除といふものをそれぞれ違えておるのであります。相続税のほうの基礎控除のほうは、十七条の今までの規定の三十万円の五十万円で改めております。それから贈与税のほうの十萬円の控除を新しく二十一条の四というの

を設けております。それからその次は死亡の保険金と退職金に対する控除の従来それ、二十万円でありましたが、これを三十万円に引上げておるのであります。これは相続税の非課税財産の十條の二のところに、一項の四号と五号とにそれ、あるわけでありまして、四号のほうは死亡保険金の控除、今まで二十万円でありましたが、これを三十万円にする、それから五号のほうは退職、死亡によつて受取る退職金につきまして三十万円の控除するということでありまして、

それからその次には税率でございますが、これは贈与税と相続税と税率を違へました。相続税のほうにおきましては従来、税率から最初の段階を二〇%から一五%に軽減する、同時にまあ上のほうの税率は変へないのでありまして、最高今まで二十万円の超えり金額に對しまして六〇%となつておりましたのを、今度六〇%の適用は三千万円を超える金額にいたしまして、三千万円以下の課税財産価格につきまして税率適用の幅を上げたのであります。初めの二十万、五十万、百万、二百万円までは従来から五%ずつ下げる、それから上は五%乃至一〇%下げるといふふうにして、真ん中の中ぐらゐの三百万円から千五百万円程度の間の税率が大分下るようになつておるのであります。これは昨年改正いたしました際にどうも中ほどの税負担がかなり急激に上つておるような状態でありましたので、その点を緩和することにしたのであります。これは十八條の税率改正、それから贈与税の税率はこれは従来税率と大体同程

度にしたしておりますが、と言いますのは、贈与税は生前に贈与することによつて死亡の際の相続税の負担を軽減しようといふことを図るのを或る程度防ぐといふ趣旨からいたしまして、最初の税率を相続税でありまして一五%でありまして二〇%に五%だけ引上げる、それからだんだん、ずつと五%ずつ高目にいたしておるのであります。が、三千万円を超える金額につきましては七〇%といたしまして、相続税の場合よりも一〇%高目にいたしておるのであります。

それから相続税の延納につきまして、従来はインフレというやうなものを考へまして相当制限を設けておつたのでありまして、税額が三万円を超え、同時に一時に納付することが困難とする事由のある場合を限つておつたのであります。が、今度はその事由を相当緩和いたしまして、税額が一万円を超える場合におきましては延納ができる。併し延納年割額は一万円を、最後の場合を除きまして年割額が一万円を超えない程度において延納ができるといふことになつておるのであります。それから従来年賦延納という觀念、實際上はあつたのであります。が、法律上は年賦という觀念が出ておらなかつたのを新しく年賦延納という觀念を取り入れて原則として毎年均一額を延納によつて納付するといふことになつております。なお今度新しく一定の事由がある場合におきましては税務署長は延納を許可しなければならぬといふふうになつておりました。これは新しく三十九條に二項、三項を加へまして、今申上げましたやうな一定の要件を備えておる延納の申

請があつた場合におきましては、担保の種類が適當でないといふ場合のほうは申請を許可しなければならぬといふことになつておるのであります。そのほか相続税といたしましては非課税財産を相続税と贈与税とに分けるとかいろいろの細かい点があります。大体の点といたしましてはさほど変わつておりません。ただ一つ申上げておかなければならないのは、相続開始前に二年以内に贈与があり、かつた場合におきましては、先ほど贈与の際の税率を少し高めにしておると申上げましたと同様の趣旨におきまして、生前に贈与をたくさんすることによつて相続税の負担を免れるといふことが生じますので、二年以内の贈与につきましてはそれを合算いたしまして、相続税の負担を定めるということにいたしております。勿論その合算した税額につきては前に納めた贈与税の額は引いて相続税の税額を計算することは言うまでもありません。

それからいま一つ申上げておきたいのは、従来老年者、年長者控除といふのがあつたのであります。が、年長者控除と申しますのは、相次相続の控除と實際に上る場合が多いので、年長者控除の制度は今度廃止することにいたしております。

少し風邪気味なものでございますが、からおわりのくつかつたかと思ひますが、以上を以ちまして両法案の概略を御説明申上げました。

○委員長(中川以良君) では委員長から資料をお願いしたいと思ひますが、法人税法中におきましての政令又は省令に譲るものについてはその具体的な内容を明らかにする資料を一つお

出し頂きたいと思ひます。御質疑をお願いいたします。

○松永義雄君 酒税法のことについて御質問いたしたいと思ひますがよろしくございませうか。

○委員長(中川以良君) 酒税法は今日のは初めに申上げたんですが、丁度酒税法担当の……。それでは実は松永君から前回の委員会におきまして特に御質疑があつて、そのために食糧庁より答弁に食糧庁の総務部長が見えておられますので、松永君一応御発言をお願いいたします。

○松永義雄君 先ず以前で尋ねたいのは、本年度二十八年度の酒の造石量が増加しているのですが、それに必要な米の増加量、どれくらいになりますか。

○説明員(松任谷健太郎君) 本年度におきまして酒米をどの程度確保するかという問題につきましては、事務的に申上げますと、大蔵省の国税庁と食糧庁と具体的に相談いたしまして、国税庁は財政確保なり、或いは密造防止の見地からいたしておりまして、本年度もとにかく百万石以上は何とか確保して欲しいといふやうな御要望が強くあつたのでございませう。食糧庁といたしましてはいろいろ需給の關係からいたしまして、特に需要面が人口増加でございませうとか、或いは加配の増加でございませうとか、或いは農作農家の消費増加でございませうといふやうな点を睨み合せて、年間の需要量を抑へて、一方供給の面、即ち本年度の作柄並びに供出買入手数料といふものを見通しをし、更に外米確保の大体の見通しを立てまして、でき得る限り国税庁に對しましては必要最小限度の

数量ということで九十四万石ということと決定をいたしましたのでございます。この九十四万石につきましては、国税庁のほうにおかれましては、大分不満の点があつたようでございますが、とにかく需給の關係から申しましてこの程度でまあ我慢して頂きたいという話になりまして、国税庁が醸造業者別の割当をされまして、それに基づきまして食糧庁が供給をいたしたいという実情になつておるのでございます。

○松永義雄君 今の九十四万石というのは全量ではないのですか、それともそれが殖えた量だということわけですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 九十四万石と申しますのは全量の数量でございます。松永義雄君 殖えた量はどれくらいかということをお聞いているのです。

○説明員(松任谷健太郎君) その比較の基準になりますものが、と申しますのは昨年の数字と思ひますが、昨年度は七十四万石でございまして、これに比べますと二十万石増加しておりますこととでございますが、一昨年更にその前の年という数字に比べますと年々殖えて参つておりますという状況でございます。

○松永義雄君 それからビールのことをお聞きしたいのですが、ビールも同様増石となつておるのですが、それに対して同様ビール麦といひますか、麦が必要になつて来ますが、その必要なる麦の石数、増加石数を伺ひたい。

○説明員(松任谷健太郎君) ビールの原料でございますビール麦の問題につきましては、実は統制解除以来ビール麦の買入れ等を行なつておりません

で、これは醸造業者と栽培農家との話合ひになつておるのでございます。従いましてその数量を実は具体的に今持合せてないのでございますが、のとそれから更にビールの製造石数といひますものににつきましては私のほうではわかりませんが、これは大蔵省のほうから御説明があることと思ひるのでございます。

○松永義雄君 只今の点は昭和二十八年の度租税及び印紙収入予算の説明の第二十二頁に、二十八年の度課税石数、ビールとして百九十一万二千石となつて、昭和二十七年の度は百五十六万七千石になつておるの、それだけ造石量の増加量はそれを逆算すればどれくらいか、概算のほうよろしいのですが、どのくらい一俵が必要であるかということがわかつて来ると思ひますが、その数量はどうでしよう。

○説明員(泉美之松君) 百九十一万二千石のビールを造りますには、ビール麦といひまして大体四十万石近いものが要するように考えられます。

○松永義雄君 そうすると増加した酒米の二十万石、ビールの八万石というものは、一体輸入米麦によるのですか、それとも内地の土地改良又は作付面積の変更によつて生じて来るのですか。どつちですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 米につきましては御承知の通り国家管理をやつておられます、すべて酒米といへども国が持つておられます米を払い下げるという形になるわけでございます。それから麦につきましては、先ほど申し上げました通りこれは専らビール麦の供給は内地麦によつておられますので、国が現在のところ強制的に麦を供出さして買上げるといつたような措置を講じて

ておりませんので、ビール麦の栽培者と醸造家との間の話合ひによりまして、数量なり価格なりがきまつて来るというふうなことになるのでございませう。

○松永義雄君 私の聞いているのは、酒米の中で外米が含まれているか。それからビール麦の需要量が殖えればそれだけ作付変更の面積が違つて来ると思ひますが、その点はどうか。

○説明員(松任谷健太郎君) 説明が不十分で申訳ございませうが、酒米の点については毎年生産されます米の中、酒造適格米と称する品種なり銘柄があるわけでございまして、その適格米につきまして、食糧庁がその米を醸造家に加算額等を考へて売つて参るといふことになつておるのでございませう。作付等に及ぼす影響と申しますと、まあ酒米が殖えて参りますれば、酒造適格米に該當する品種なり銘柄がおのずから殖えるであらうということに推定されますが、的確にその数字等につきましては詳細申上げかねるような次第でございます。

○松永義雄君 外米が入つておるかどうかという点をお聞いているので、入つていないなら入つていない。入つておるなら入つておる。イエスかノーで答へられるのですが、どうなんですかね。大變答弁が長いんですが……。

○説明員(松任谷健太郎君) 外米は酒米の九十四万石には入つておりません。

○説明員(泉美之松君) 補足して申し上げますが、ビールのほうにだけ若干外米の中の碎米を使つております。

○松永義雄君 更にお尋ねしたいのですが、本年度の補給金は、輸入食糧に対して前年度より減少しているのですけれども、それはこれだけ数量が少くなつて来ただけで補給金の額が減少したのか、それとも輸入価格が低くなつたから減つて来たのか、どつちなんですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 数量の減が主として原因でございますが、なお価格につきましては麦としましては多少若干低めに見ているのでございませうが、その点で補給金の關係が前年度に比べますと、前年度と申しますのは、本年度の會計年度でございませうが、お話しは二十八年度の予算との比較だと思ひますが、その点は補正を繰入れまして現在の補給金予算が三百九十六億というのに対して、来年は三百二十億というふうな計上をしておりますが、今申上げました米と百五万トンに対して九十六万トン、それから大麦が八十八万トンに対して八十二万トン、それから小麦は百五十八万トンに対して百五十七万トンという数字の減少が専ら原因になつております。

○松永義雄君 これは二十八年度予算の説明に、これは数字がここに載つておりますから、成るだけ重複を避けてお尋ねしたいと思ひるのでございませう。ところで先ず主税局にお聞きしたいのは、今度の課税石数の増加は、消費の増加及び密造酒の減少によるのか、石数はどのくらいの量になるのですか。消費の増加及び密造酒の減少の量……。

○説明員(泉美之松君) 密造酒のほうからやつたほうがおわかりいかと思ひ

ますが、密造酒のほうから正規の種類に転換されるものが大体五十六万石と見込んでおるのでございます。それから消費の増と申しますのは、これは酒税の税率の引下げ、同時に小売価格を引下げることになりますので、現行法の場合といひますと、税率の引下げを行わない場合の消費石数は全体五百二十九万石と一応考へておるのでありますが、その五百二十九万石に対して、六百七十九万七千石に殖えまして、大体百五十万石ほど殖えるわけでありまして、そのうち先ほど申し上げましたように、五十六万石は、これは密造酒が駆逐せられて政府の酒類になる。従いましてあとの九十四万石というものが消費の増加であるといふふうに考へて頂いて結構だと考へます。

○松永義雄君 そうすると密造酒の五十万石を逆算すると、米の量にするとは、どれくらいになりますか。

○説明員(泉美之松君) 密造酒のほう……、普通の酒類でございませうと、松永委員御承知のように、大体原料の米に対しては八割程度量が殖えるのであります。密造酒の場合におきましては効率がよくありませんので、到底それまで殖えませんが、まあ米の石数の三割程度くらいにしか殖えないといふふうな考えられますので、五十六万石というのを米のほうに換算いたしますと、四十二、三万石にならうかと存じます。

○委員長(中川以良君) 松永委員によつて申上げますが、酒税法につきましては、実は税制第二課が担当しておりますので、泉課長の担当ではないのでございませう。今日は食糧庁關係だけ

特に出席しておりますので、食糧庁関係の御質問にして頂いたほうがいいのではないかと申すのでありますが、衆議院のほうに第二課長その他酒税法関係の者が出ております。

○松永義雄君 もうそう長くからないうのです。農林省の五カ年計画はどうなつたのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 甚だ、担当でございますので御説明申し上げかねる次第でございますが、増産といつたような線につきましては、と検討をしております次第でございます。

○松永義雄君 それは答えられなければならぬ人に出て来てもらわなければならぬということなんです。

○委員長(中川以良君) 次回に一つ要求いたします。

○松永義雄君 それはどこの係ですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 農地改良局と、農地局と、両方で計画いたしております。

○松永義雄君 それを一つ詳しく説明してもらつて、税収入を増やすために大蔵省でやい／＼言つて、米を消費される。併しそれに必要な一体対策が立つておるのか、一つ農林省の心がまえを聞きたい。質問の趣旨はそこにあるのですから、そのように委員長にいてお取計らい願います。

○委員長(中川以良君) できるだけ早い機会に一つ農地改良局の責任者の出席を求めます。……ほかに御質疑ございませうか。

○木内四郎君 ちよつと泉さんに伺いますが、協同組合ですね。協同組合によつて医療施設などをやつておる所があるのですが、いわゆる厚生協同組

合、その方面に対する課税は今度免除するといふ取扱ひにならないのですか。医療、これはお医者さん……。

○説明員(泉美之松君) お尋ねの点は医療法人のことかと存じますが、医療法人の場合につきましては、これは法人として経営いたしておりますので、当然法人税がかかることになるわけでございます。まあ医療といふことが社会的に非常に有意義な点であることは勿論承知をいたしておるのでござい

ますが、これを医療法人が営んでそれによつて収益を挙げたという場合におきましては、これに對して課税をするのは別段差支えなからうかと思つております。

○木内四郎君 普通の医療法人じゃない。厚生農業協同組合というのがありますね。

○説明員(泉美之松君) 現在ですか。

○木内四郎君 私どもの県のほうでも厚生農業協同組合が病院を経営しておりますが、現に県の厚生農業協同組合連合会もあるし、全国厚生農業協同組合連合会というものもある。こういうものの経営しておる医療施設……。

○説明員(泉美之松君) 誠に恐縮でございますが、私算聞にいたしました厚生協同組合といふのを存じませんので取調べまして、どういふふうになりますか、できるだけ早い機会にお答えいたしたいと思ひます。

○木内四郎君 これは勿論調べて頂いて結構ですが、現に協同組合として医療施設をやつておるのです。そういうものはまあ特に農業協同組合の中でも公的なものでありますので、法律の改正は或いは要らんかも知れないと思ひますが、非課税の取扱ひをして頂くこ

とが適当じやないかと思ふのです。そういう点をお調べになつたりお考えになつたりして頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 資料の要求ございませうか。

○松永義雄君 資料でお願いしたいんですが、免税準備金といひますか、準備金で免税された二十七年の各準備金の種目及びその額です、税法改正によつて二十八年にどれくらい免税せられる準備金があるか、その数字ですな。

○説明員(泉美之松君) その点は後刻資料を以て提出したいと存じます。ただ先ほどお話のありました二十七年度はまだ実績が判明いたしませんので、一部予算の推計に基くものについて申上げなければならぬと思ひますが、その点を御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 松永君に申上げますが、先ほどの御質問……局長、当該課長が参りましたからどうぞ……。

○松永義雄君 まあいいですよ。私の聞きたいのは農林大臣に聞きたいのだから、わざ／＼農林大臣に來てもらつてはどうかと思ふから局長でもよろしいのですが、一応数字だけをばつたりして頂きたい、こういうわけでありませうか。

○委員長(中川以良君) ほかにございませうか。

○菊川孝夫君 もう頂きましたが租税及び印紙収入の予算の説明でございますが、このうち源泉と申告をこれだけまあ二十八年の見込額を算定せられるに当りまして、その基礎となる国民所得といひますか、あの五兆六千億で

すかな、これがどういふふうにあつてはまつて来るか、これを一応基礎にせられておるのか、それとも前年度の実績に基いておやりになつておるのか、どちらが大体基礎になつておるんですか。

○政府委員(渡邊喜久彦君) 税収の見積の場合におきましてはやはり何と申しましても現実の数字ですね、それを中心にしておるのを考へて参りませんとなか／＼歳入の見積がはつきり立ちませんものから、従ひまして一応見積つて参りますときにおきましては、源泉の場合におきまして、それから申告の場合におきまして、課税の実績を中心にして、その後における生産の動き、物価の動き、或いはまあ収益率を考へなければならぬ、そういうものを見込額にいたしまして、それで一応の見積りを出しまして、そうして別途計算しておりますところの国民所得との対比といふのをまああとで反省的に考へてみる、こういうやり方をとつております。それで御承知のように最近では課税最低限も相当上りましたので、みましても、農家六百万戸とか六百万戸とかいわれておりますが、その中で今度の見積によりますと、農家で所得の課税を受けますのが大体百万戸弱といったような関係になつておる

まして、相当の部分はまあ課税を受けないで済んでしまふ、こういうふうな関係もございまして、やはりその失格者のほうの数字といふものも国民所得のほうでは当然拾うわけでございますが、我々のほうといひましては、その間の関係がどういふふうになつておるかという点などについてもそう国民所得

得のほうでははつきりわかりかねますので、結局課税対象といふものを中心にあまものを考へて行く上におきまして、今度の課税所得の場合におきましては二十六年の課税実績、そういうものを中心にしましてその後の動きを見て行く。それから源泉所得税につきましては最近における税収を基礎といたしましてその課税額をきめて行く。まあ第一次的には課税の実績を基礎にいたしまして計算をして、かようなわけでございませう。

○菊川孝夫君 そうしますと、この二十八年の改正案による収入見込額千七百四十九億の対象になる、これだけまあ納める人、これを納める対象になるのは幾ら収入があるか。でこれが国民所得のあの五兆六千億と比べてどういふ比率になるか。それから全税率と源泉徴収との比率はどうなるか。そうして次に申告のほうを同様の一つ逆算したような、あなたのいわれるような意味で換算された数字は出てくるんですか。なぜ私そういうことを申上げ

るかといふと、一番のこの源泉徴収といふやつは、まあいつも申上げる捕捉率は非常にいいということ、捕捉が殆んどない、まあ特に個人の滞納といふものがないだらう、法人なんかでややもしますと使用人から控除しておきながら税務署に納めておらないといふような滞納はあるかも知れないけれども、個人の滞納といふものは殆んどないといふので、それから申告その他になりまして、やはり素人目で見ましてどうして

もそこに余裕があるんじやないか。それは完全に捉えられておるものもございませうけれども、これは勘でござい

ますがね。どのくらいそういうものはこの数字に現れて来るだろうかというような表を、それは国民所得の五兆六千億ですから、それから逆算してみますとその対象になるのはどのくらいか、その比率を割ってみますとわかると思うのですが、あなたのほうにはそういう換算したものはございませんか。資料としてお出し願うことは困難ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今御指摘

になりました点を、的確に数字的に並べてみた資料はございませんが、極く大ざっぱに申しまして大体給与所得のほうもまあ二兆五千億、それから個人事業所得も大体二兆五千億、国民所得の五兆何千億かの数字を分解してみますと、給与所得のほうと事業所得のほうとが、大体国民所得の推定によれば同じであるのに、課税のほうからみましますと、給与所得のほうと事業所得のほうとの比率というものが、いわば倍半ぐらいになっているのはどういふわけだ、これは一つの問題点だと我々も思いました。随分研究してみてもありますが、一つはこういうこともあるのじやないかと思っております。私のほうでとつております数字は、何と申しましてもまあ課税の対象になつていない人だけでございまして失格者の数字は入つておりません。従いまして基礎控除のほかに扶養控除が加わりまして、結局税金を一文も納めないという人は全然入っていないわけでございますが、これは課税になつた人のほうの統計でございますが、給与所得の場合におきましては扶養控除の数は平均しまして一・六八人になつております。それから業種所得のほうは平均いたしまして

四・二三人、これは今の説明の六ペーの丁度真中よりちよつと上のほうにございまして、平均扶養控除の数は一・六八人、それから片方の事業所得のほうでございまして、これは八ペーにございまして、四・二三人で、昔の税制をよく引合ひに出す場合がございまして、戦争前の免税点が二百円の時代におきましては扶養家族一人についてたしか百円だと思ひました

○松永義雄君

資料をお願いしたいのですが、財政融資というのですか、終戦後のものはおおかまかいのですけれども、数字がわからないのですか。それから民間の増資であるとかいつたような民間側の投資額、或る程度区分して頂いてそれらの額を御面倒でしようが出して頂ければ結構だと思ひます。なおおつ金を出したからそれだから直ちに資本蓄積になつていとも限らないと思うのですが、実際どれくらいのお見通しでありますか、その点おわかりになれば明らかにして頂きたい。別につつまぬという意味でなく、どれくらいまあ施設が進んでいるかという点です。

したし申告関係も大分改善されて参りましたので、その面はもう漸次一時行われておりましたときに比べますれば随分改善されて来ているのではないかと。なお今回の税収見積におきまして、その分による増も僅かではあります、一応今後の改善を期待しまして歳入見積の中に入れてある次第であります。

して頂いて結構です。

て開催しなければならぬ、こういうようなつもりでこの事項に限りましては、これは創立総会において変更する限りでない、かように規定してあるわけでありまして。

○伊藤保平君

それから次に第三十条ですが、理事の責任の第二項で、「理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは」、この法令というのは相当広いようですが、あらゆる法令にちよつとしたことで違反したことがあつてもいけない、こういうふうな非常に厳格に解釈できるのですが、この点どういうふうに解釈しておりますか。

○伊藤保平君 それから第三十五条とこれに関連して八十一條或いは三十八條その他関係があると思ひますが、議決権の問題ですが、「組合員は、各一個の議決権を有する」これは原則としていいと思ひますが、連合会とか中央会に拡大されて行く場合に

○伊藤保平君

それから第三十五条とこれに関連して八十一條或いは三十八條その他関係があると思ひますが、議決権の問題ですが、「組合員は、各一個の議決権を有する」これは原則としていいと思ひますが、連合会とか中央会に拡大されて行く場合に

この問題によりますと、単位組合が決議する、その決議を連合会へ持つて行く。その組合員の員数を背負つて代表者が出る。代理者じやないのですね、この場合、代表者が出る。こういうようになつて中央会も組織されておると思いますが、ちよつとこういう場合に、各組合員の員数がおの／＼違ひますから、或る組合で四十九名の組合員があるとする、賛成が二十四で反対が二十五であつた。そうすると、これが連合会若しくは中央会へ行つた場合は全部が反対の四十九になつてゐる。そういういたしますと、それが中央会連合会へ行きまして賛成が九で反対が一、賛成が八で反対が二というように、却つてここで単位組合で反対が多かつたのが連合会若しくは中央会で賛成が多いということになると、又反対の場合が出て来ると考えられますが、やはりそうなるのでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 大体今お話のようなことになるわけでございます。いろ／＼考えられるわけでございます。ですが、その連合会へ行つたとき、單位組合の代表者がどれくらいの中身、トの票数を持つつかという問題がまず第一にあるわけであります。或いは組合が一つならそれ／＼一つの議決権を持つていたらいいじやないかという考え方、或いは又大きい組合と小さい組合に応じて適当に配分したウェイトの議決権を持つたらいという考え方、それからこの規定にありますように、組合員の数をそのまま反映されるような議決権を持つたらいという考えをまず第一に問題になる点じやないかと思つておりますが、いろ／＼研究して

みたのですが、大きい組合と小さい組合という／＼ありますのを単に一つずつというのも工合が悪いだろう、大きい組合のほうの発言がそれだけ、集まりましたときは小さくなりますから、と申しましてそれがや適當な数で以てこれを幾つかの段階で分けるのもこれにもいろ／＼問題があるわけでございまして、そこで現在できております中小企業協同組合の例が大体こういう行き方をしておりますものですから、それで連合会におきましては組合員の数のウエイトで以て発言権を持つということに一応案を作つてみたわけであります。ただその場合におきましては、今おつしやいましたように、今度は連合会でなくて個々の単位組合の人たちがそのまま一堂に会すればむしろAながらAという決議ができたはずなのに、こゝいう二段階の階層を経たためにBならBという逆な反対の議決になる可能性がありやせんか。これはこゝういう二段階の階層を持つと、例えば代議員制度のような恰好で組合一つについて一票ずつ持たせた場合におきまして一票ずつ持たせたウエイトを持たせたと、或いは適當なウエイトを持たせたとした場合におきましても、それから今度の場合同じく持たせた場合においてもどういふ場合においても私はやはり一段階の場合と二段階の場合では違つた議論が起ることはあり得るのじやないかと思つております。例えば一組合が一つずつだということにしてみましても、或る組合がすれ／＼で以て可といつた、ところが或る組合は非常に絶対に多数で以て非といつたといった場合にその二つが集つた場合に二つだけなら可否同数なんですが、両方合しをみれば恐らく否のほうがずつと多い。これ

は二段階の場合におきましてはどういう制度をとつてもそういう問題はあり得るのじやないかと思つております。ただまあ連合会と組合との間にはおのずから職分の違いがございますから、従いまして連合会の意見というものがその下部の意見というものについて反映する場合におきましても、おのずから職分の違いがございますから、そこで最後に全体としてきめて行く場合におきましては、下部の組合の意見と連合会の上に現われた意見とが食違つていふような場合におきましては、これは例えば若しそれが大蔵大臣の認可事項のような場合であれば、大蔵大臣としては相当慎重なる考慮を払うべきものじやないか、かように考えております。

○伊藤保平君　今これは極端な場合でそんなことがあつちや運営できないと思ふのですが、大体この条文の上からみると思ふのです。

○政府委員（渡邊喜久造君）　どんなことをやつてもあるのですね。

○伊藤保平君 第六条の酒類の種別
これは括弧してあるから（政令で定める種別。以下同じ）だから、この本文はあとと全部これによるのですね。種別というのはこの条文が援用されるのの組合が二つ三つ作つていろいろの組合があるののとき或いは四つも入つて来ることがあるののときです。そのときの規制とかそのときの決議はそれだけの酒類ですか、酒類のすべてですか、ややこしいがそれだけの決議で行くんですか、そのほかのものもすべて含んだものの決議で行くことになりますか。

○政府委員（渡邊喜久造君） 例えは問題、問題といつちやあれですが、例え

ば事例として考えられますのは、現在清酒のかたと味りんのかたと一緒に組合を作るということが従来の慣行からしまして考えられるわけでございますが、その場合におきましては今考えられているところでは清酒について規制的なあれを議決をしようとするときは清酒業者だけが参加してそして多数決でできる。それから味りんについては味りんをやつていらつしやるかただけが参加してきめる、こういうふうなことに考えております。従いまして清酒のときに味りんだけやつていらつしやるかたが参加してきめるとか、味りんの場合に清酒だけやつていらつしやるかたが味りんの分についてきめるということは考えておりません。

○伊藤保平君　そうしますと、それで

は今度連合会若しくは中央会へ行つて
総合調整といいますが、総合規制とい
うことになってきますと、その組合だ

が、もう少し広くやる場合には議決権の員数がどうなつて来るのでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その場合普通考えられますのは、極端な例を申し上げればつきりますから、味りんなら味りんだけやつていらつしやるのか、これはまあ酒造組合を作りまして、味りんのかたの数は僅かでありますから、味りんだけが全国的な問題になつて、それが連合会なり中央会に上つて行くという場合には、その代表者が背負つて行く議決権の教というものは、味りんだけをやつていらつしやるのか、の分、こういうことになるわけでございます。

○伊藤保平君 今の員数をしよつて行く代表者のその数は。

○政府委員（渡邊喜久造君）　味りんの
分だけ……。

○伊藤保平君 小さな酒類の……。

（政府委員（渡邊喜久造君））酒の場合は清酒の……。

○伊藤保平君 決議を分けるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) ええそうです。清酒の場合は清酒のかただけの決議の票数をとって行きます。問題が味りん業者の場合は味りんだけやつていらつしやるかたの票数だけを背負つて連合会の方へ出て行く、かよになります。

○伊藤保平君 第四十二条の五号ですか、「組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことに因り」以下「酒類のいろ／＼なものによつて規制をやる場合の原因が、ただ需給が均衡を失したことが原因ですか。その他の原因は広く入れないのですか。極く狭義に、これだけの原因でなければならぬのですか。」

○政府委員(渡邊喜久造君)　その他の原因と申しまして、結局その他の原因がありまして、そうしてこの問題に關する限りにおきましては、供給が過剰になつたといひますが、その前の原因は例へばいろ／＼と考えられております、やれ不況であるとか或いは生産が過剰になり過ぎたとか、いろ／＼なことが考えられておりますが、結局これの幾つかの原因は酒類の需給均衡といたうところに大体集約されて行くのではないか。需給均衡を失した原因によりまして、いろ／＼な取引上の混乱とかいうようなものが起きて来るのではないか。従ひまして大体狙いとして最終的なものが酒税の納付が困難にな

る、その前の原因としましてはやはり需給均衡を失して、その場合にいろいろな値下りとか代金回収の不能とかか起る。需給関係が不均衡を失するその前にはいろいろ原因があると思ひますが、大体需給関係の均衡を失したというところをかんでおけば問題は大体集約されるのではないか、かように考へております。

○伊藤保平君 ところでこの書き方で言ふと、過去の税金納付が困難ということになつておりますが、将来そういうことがあり得るものと全般的に想像し得られる場合は、これは当てはまらないのですか。過去のことにきまつてはいないから、そこに行くまでに多少予備的に行ふというのではできないのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) なか／＼そこは書きにくいところでありまして、我々はこのようにふに解釈しております。困難というのは現実に困難が出て来た、それからその次にございませう「又は困難となる虞があると認められる場合」……。

○伊藤保平君 途中ですけれども、「酒税の納付が困難となり」全部にかかつて来ないように思ふのですが。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあその問題なんです、先ずその虞をどこまで……。

○伊藤保平君 結論としてはそういう意味じゃないのですか、そういう困難になると思つたのは事前でもお許しになるつもりなんですか、結論的には。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局虞の大きさがございますから、そこまでは需給関係の或る程度不均衡というものが、例えば需給関係が多少不均衡にな

つたからといつてすぐに値下りの起るものではないと思ひます、従ひまして、「困難となる虞」というぐらひになるまでは或る程度やはり需給関係が相当不均衡だということでは問題はないと思ひますが、現実の問題としてはやはり或る程度出て来るということが一応考えられるのじやないかと思ひます。

それであつて或る程度出て来た場合においても、すぐにそれで酒の値段が下るといふところまでは行かないかも知れない。併しそれが程度がひどくなると、酒の値段が下つて来る。従ひまして需給関係の均衡を失するといふのは、恐らくやはり失する虞があるといふところまでは少し範圍が広過ぎやせんか、やはり何らかの恰好において失したという事実が一応出て来る。併しその程度は輕微であつても、もう少しはつておくとこまで落ちるといふときには動かし得るといふぐらひに解釈してゐるのです。

○伊藤保平君 そこまで行つちまつちやもう少し前にやつておくほうが、折角の何ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 何か出ますよ。

○伊藤保平君 それからその次にイですが、こゝでこの製造石数とか、原料の購入数量とか、貯蔵の設備といふのですが、この品質のようなことは語つていないのですか、例えば級別なんかですね、品質だと思ふのですが、そういうことについては別に及ばさないのではありませんか。数量だけにですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 例へば、酒類全体としては別にどうこうないけれども、特級酒だけが余り作り過ぎるようになって面白くないというので

何か申合でもしよう、こういうような意味の御質問でございますか。

○伊藤保平君 その場合も許されるのですね。できるのですね、やるならば品質保全とかいう意味に。

○政府委員(渡邊喜久造君) 品質保全の意味と解すると少しおかしいと思ひますが、例へば酒類全体としては別に供給過多でもないが、特級酒自体について非常に供給過多になる虞がある、こういうふうな事態におきまして特級酒だけについて規制すると、こういう場合が或いは必要があることが出て来るのじやないかと思ひますが、そうすればやはり酒類の製造石数といふものについてそういう場合も考へ得るのじやないかといふふうに考へております。

○伊藤保平君 これは少し余計になるかも知れませんが、九十二条になりまして交付金の問題ですが、これは組合にお出しになるのですか。或いはその組合といつても単位組合、連合会、中央会と三段構えになれば、まだそこまできまつておらないのでしょうかどういふ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在考へておりますのは単位組合に対して交付金をやる、従ひまして連合会、中央会、要すれば単位組合から組合費をおとりになる。こういうふうになると思ひます。

○伊藤保平君 これも全般的ですが、大体この条文の中に大分大蔵大臣の権限に属するといふことが多いようですが、實際には国税庁長官とか、何ですか国税局のほうでそこまで一々行つてゐると相當に日を費やしたり、いろいろ煩雜になると思ふのですが、事實

こうありましても實際はやはり国税局長ぐらひまでお任せ、委任されるおつもりなんでしょうか。大分多いようであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 大体条文を見て参りますと、設立のときの規定でありまして、或いは問題があつたときだけのことがよく条文にはつと載つておりますから、大蔵大臣が随分たくさん顔を出しておりますが、實際問題としましては例へば統制とか規制とか何とかいう問題のほかにそう大蔵大臣がどうこうするといふ問題はないと思つております。又なお同時に勿論お話のように大蔵大臣のこの権限は相當下部機構にやはり委任されるものと思つております。但し統制のような主要な問題につきましては、これはやはり公正取引委員会との協議の問題もございまして、これはやはり中央で相當統制するべきものであるとかように考へております。

○伊藤保平君 一応この程度にいたしませう。

○黒田英雄君 いろ／＼お尋ねしたいことがありますが、これはもう少し先に皆さんで御質問が済んだらやめようと思つたんですが、ただ根本の酒税法について当局の御意見を伺つてみたいと思ふのですが、我々まあ前から清酒といふものはこういうものだといふこととで古来日本の清酒がある、戦前まではそういうもののように思つておつたんですが、この頃はいろ／＼な理由で清酒にいろ／＼なものが混和されて来ておる。増量の目的であろうと思ひますが、昔の本当の日本の清酒といふものとは違つた清酒といふものができておるように思ふのです。これはまあ国

民の嗜好が自然にいろ／＼つり変わると思ふのですからそれは差支えないと思ひますが、ただこの普通清酒といふものがですね、日本の酒といふものはこういうものであるといふのが、實際においてはそうでない、前の清酒とは違つた清酒ができて来ておるよう思ふのです。例へばたばこにしてもですね、一時いたどりなど入れてたばこだたばこだといつておつたようなもので、そういうものは今やめましたが、酒においては今も盛んになつて来るように思ふのですが、そういうものを何か分けて、何も合成酒と一緒にせしめは申しませんが、合成酒とは勿論違ふものであると思ふのですから、そうすると清酒のうちに二種あつて、そうしてそれを国民によくわかるようにするといふことは、最も法律としては親切なものと思ふのですが、ただ清酒とあれば純粋な清酒もあり、又いろ／＼な薬など入つておる清酒もあるといふふうになつて来まして、まあそれはよくきき分ける人ならばきき分けるだらうと思ひますけれども、併しとにかくそういうふうになつて来た以上は新しい名前をここに与えるといふことがいいのではないかと。税率の問題についてはこれは勿論問題ですから、税率は違つて来るようになつてもこれは差支えないですが、そういうふうな根本的問題についてのお考えを一つ率直に伺ひたいのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) いま黒田先生のお話になりましたのはたしかに私は一つのお意見と思つております。最近三倍増税といふ／＼な恰好の酒ができております。それからそれでな

くとも相当増量のために葉を入れさせ
ておるわけですから、そういうふうな
酒でなくて、専ら米だけで造つた昔な
がらの酒を、まあ保存する意味におき
まして、或いはそれだけでは別の名前の
清酒ということが考えられないかとい
う御議論と思ひますが、そうでござい
ましようか。

○黒田英雄君 そうです。

○政府委員(渡邊喜久造君) それも私
は確かに一つの御意見だと思ひます
が、ただまあこれが税法の問題として
そういうふうな嗜好のものを特に、特
別なものに考へて行くのがいいか悪い
かという点につきましては、私は現在
在の酒の業界とか何とかの事情を見て
参りますと、何と申しまして酒に使
われる米の方に一応の制約がございま
して、どうしても或る程度アルコール
を入れて行かないと、現在醸成され
ているような清酒ができて行かないと
いつたような事情もございまして、
結局米だけの清酒ができ、それが特に
市場における競争場裡において、これ
は米だけの酒だといつたような意味の
ものが売出される場合もあり得ると思
ひますが、併し現在まあ酒造界全般の
事情からしますと、そういうものを特
にとり上げまして、本当の純粋の清酒
だといつたようなものをまあ一つ税法
の上に規格を設けるといふのは、今の
業界の状況からいいますとちよつと考
えものじやないだらうか。どちらかと
いいますと、それは現在におきまして
は或る意味において、まあ殆んど一般
的なものがアルコールを入れたもの
になつておりますから、三倍増量にな
りますと、多少そういうものと格は離
れておりますが、それらの中で特に米

だけで造つた酒、これは割合に数量も
少なくなつておりますし、こういうもの
を特に税法の上でとり上げまして、こ
れが純粋清酒だといつたようなものを
税法の上にはつきり現わして行くとい
うことは、現在の状況からいいますと、
ちよつと行過ぎじやないだらうか。こ
れは市場の上におきまして、或る酒屋
さんがそういう酒を造り、うちの酒は
そういう酒だと言つてまあ宣伝され売
出されて行く、そこに昔ながらの日本
の酒の味が残つて行く、こういうこと
は結構だと思つておりますが、税法の
上で特にそれをどうこうするといふこ
とは、現在の原料の關係からしまして
も、業界の事情からしまして、ちよ
つと躊躇と申しますか、ちよつと工合
が悪いのじやないか、かように考へて
おります。

○黒田英雄君 まあお考えはよくわか
りましたが、要するにそうするといふ
と、在来の本場の清酒といふものは今
は殆んどない、今の清酒といふものは
在来の清酒とは違つたものになつてお
るということがまあお考えにあると思
ひますが、それでよろしうございま
すか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ一時
はどちらかといひますと、全部の酒に
アルコールを入れるというまあそうし
ておつた時とございまして、現在はその
關係はよほど緩和されておるわけであ
りますが、現在の酒の大部分は事実問
題としてですね、昔のいわゆる米だけ
で造つた酒が昔ながらの酒であるとい
へば、まあそういう酒でなくなつてお
るわけですが、ただ最近技術的にも相
当進歩して参つておりますし、まあ嗜
好の変化しておるせいもあると思ひ

ますが、必ずしも現在の姿の酒も日本
酒として十分まあ人に喜ばれておる姿
でございまして、勿論昔ながらの酒を
大いに愛好される方もあるわけでござ
いまして、その点は税法の上におきま
して格段の差別をつけるというより、
おのずから市場においてそれ／＼の特
色を生かした酒が伸びて行くという考
え方に持つて行つてよいじやないかと
いうことを考へております。

万分の三という数字を先に出して五千
万円をきめたわけではございませ
んで、結局要求としてはちよつと多額の要
求があつたのですが、主税局が査定し
まして、一億五千万円という数字で本
年度の予算書に国税庁の部に計上して
ございまして。

○委員(中川以良君) よろしうござ
いますか。

○菊川孝夫君 逐条のとき伺います。

○委員(中川以良君) それでは本日
はこれにて質疑を打ち切りますがよろし
うございまして。

○委員(中川以良君) よろしうござ
いますか。

○委員(中川以良君) それでは本日
はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
一、米国対日援助物資等処理特別会
計法を廃止する法律案
二、米国対日援助物資等処理特別会
計法を廃止する法律案
三、国有財産法第十三条の規定に基
き、国会の議決を求めるの件
一、一般会計の歳入の財源に充てる
ための緊要物資輸入基金からする
一般会計への繰入金に関する法律
案

米国対日援助物資等処理特別会計
法を廃止する法律案
米国対日援助物資等処理特別会
計法を廃止する法律案
米国対日援助物資等処理特別会
計法(昭和二十五年法律第六十五
号)は、廃止する。
附則
1 この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。

2 米国対日援助物資等処理特別会
計の昭和二十七年年度の収入支出
並びに昭和二十六年度及び昭和二
十七年度の決算に關しては、なお
従前の例による。

3 この法律施行の際米国対日援助
物資等処理特別会計に属する資産
(現金及び昭和二十七年年度の収
入金に係る権利を除く。)及び負債
(昭和二十七年年度中に支払義務の
生じた支出金でこの法律施行前に
支出済とならなかつたものに係る
負債を除く。)は、この法律施行の
際、一般会計に帰属するものとす
る。

4 前項の規定により一般会計に帰
属するものの外、米国対日援助物
資等処理特別会計の昭和二十七年
度の出納の完結の際同会計に属す
る資産及び負債は、その出納の完
結の際、一般会計に帰属するもの
とする。

5 退職職員に支給する退職手当支
給の財源に充てるための特別会計
等からする一般会計への繰入及び
納付に關する法律(昭和二十五年
法律第六十二号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一条中「米国対日援助物資等
処理特別会計」を削る。
6 通商産業省設置法(昭和二十七
年法律第二百七十五号)の一部を
次のように改正する。
第七條第一項第五号及び第六号
中「米国対日援助物資等処理特別
会計」を削る。
第九條中第十六号及び第十七号
を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
左記企業用財産を公共福祉用財産

とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一 所在 栃木県上都賀郡日光町大字日光宇奥日光

区分	種目	数量	価額	評価額	備考
土地	敷地	五、五〇〇坪	五、五〇〇円	三、九七五円	現況 森林
立木竹	材積	三、六〇〇石	一、三六〇円	三、三六〇円	
建物	住宅建 瓦葺 延坪一五、〇〇〇	建坪一〇、〇〇坪	四、〇〇〇円	一、五七五、〇〇〇円	
計			六、八六〇円	三、七五五、〇〇〇円	

二 所在 長野県南安曇郡安曇村字上高地

区分	種目	数量	価額	評価額	備考
土地	敷地	一、七、〇〇〇坪	三、四〇〇円	一、六八六、六六六円	現況 森林
立木竹	材積	一五、二五〇石	五、一七五円	八、三三三、〇〇〇円	
計			三、五、五七五円	二、五、二〇〇、六六六円	

一般会計の歳出の財源に充てたるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案
一般会計の歳出の財源に充てたるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

1 政府は、一般会計の歳出の財源に充てたるため、昭和二十八年年度において、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。
2 前項の規定により一般会計に繰

り入れたときは、緊要物資輸入基金の額は、その繰り入れた金額に相当する額だけ減少するものとする。

附則

- この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。
（基金補足のための一時借入金及び融通証券）
第三条の二 基金に属する現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。
2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。
第十七条中「前条第一項」を「第三条の二第一項及び前条第一項」に改める。

昭和二十八年二月二十七日印刷

昭和二十八年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局